



---

# 環境省からの要請に対する立地自治体の 回答状況とその後の対応について

---

2023年1月11日

環境省環境再生資源循環局廃棄物規制課 / PCB廃棄物処理推進室

PCBは人の健康や環境への有害性が確認されている工業的に合成された化合物であり、トランスやコンデンサ用の絶縁油、熱媒体、潤滑油等に利用されている。分解されにくいいため、環境中に残留していることが知られている。

## 歴史と課題

- 昭和43年 西日本を中心に広域で、米ぬか油へのPCB混入による食中毒「カネミ油症事件」が発生。
- 昭和47年 行政指導によりPCB使用製品の製造中止、回収等の指示。（国内使用量 累計約5.4万トン）
  - 約30年間、民間主導で処理施設の立地が試みられたが、全て失敗（39戦39敗）
    - 処理の停滞・保管の長期化
  - この間に、高圧変圧器・コンデンサー等 約1.1万台が紛失（平成10年 厚生省調査）
    - 漏洩等による環境リスクの増加

## 対策

- 平成13年 PCB特措法成立。
- 国が主導し、全国5か所にJESCO（中間貯蔵・環境安全事業株式会社）の処理施設を、施設立地地域のご理解、ご協力の下、順次設置。

### 安定器・汚染物等

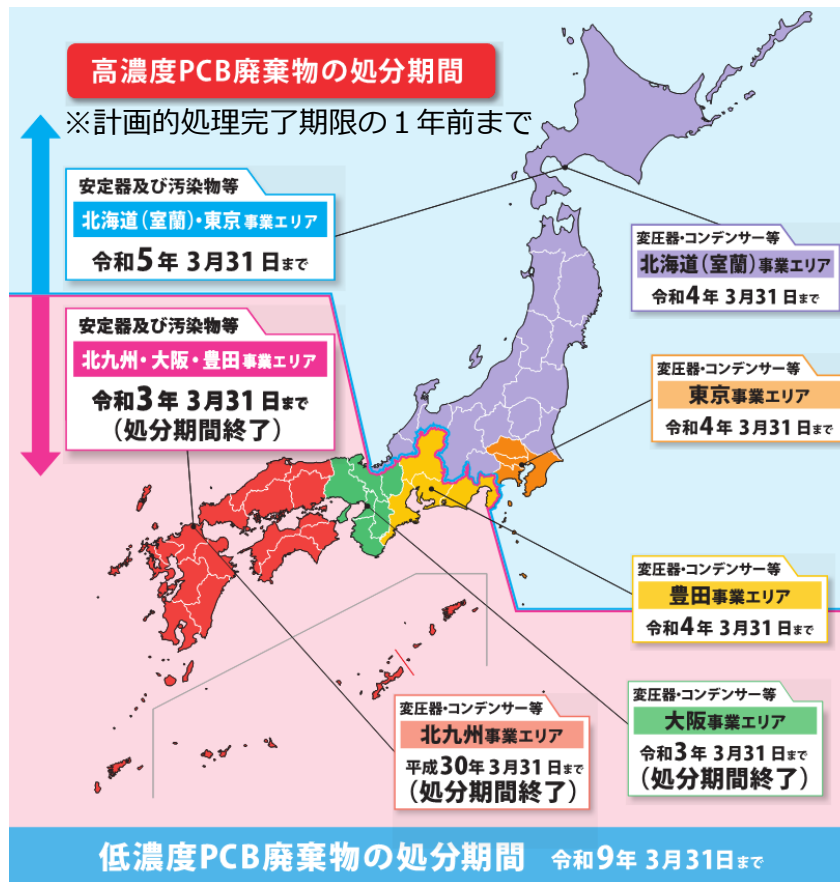
- 高温のプラズマ照射によりPCB廃棄物を保管容器（ドラム缶等）ごと熔融分解（プラズマ処理）
- 平成21年 北九州、25年 北海道（室蘭）の処理施設で順次処理を開始。

### 変圧器・コンデンサー等

- 世界でも類を見ない大規模な化学処理方式
- 平成16年 北九州、17年 豊田、東京、18年 大阪、20年 北海道（室蘭）の処理施設で順次処理を開始。

## 現在

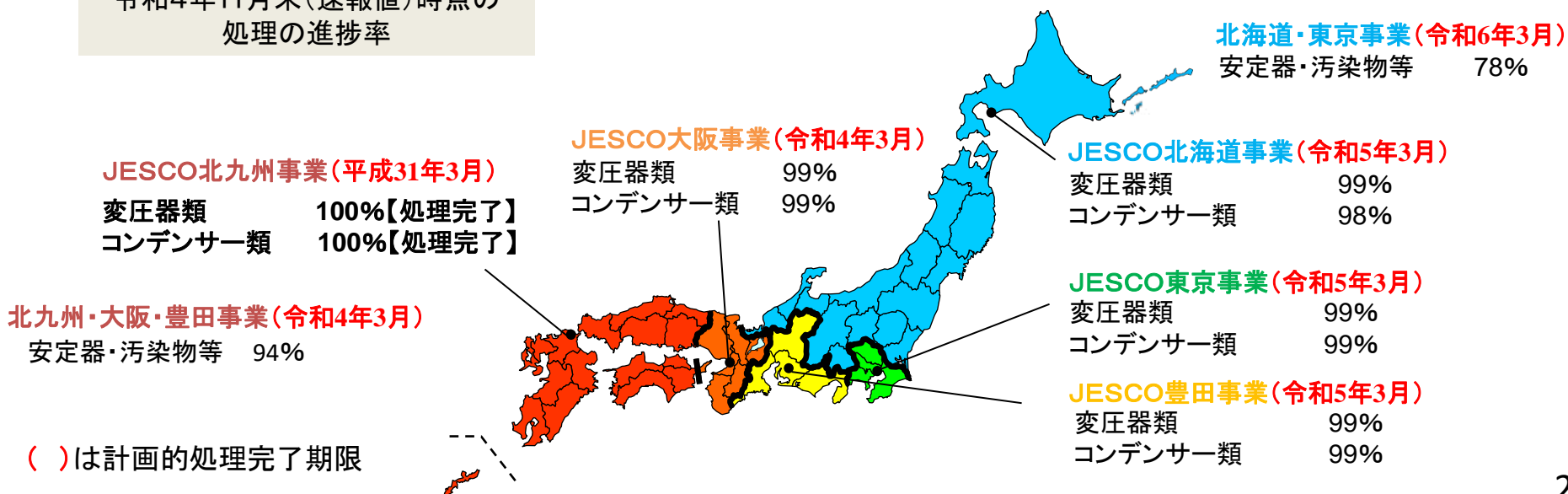
- 平成28年 PCB特措法改正。処分期間内（計画的処理完了期限の1年前まで）の処分の義務づけ等、期限内処理を確実にするための事項を措置。
- 令和4年 PCB廃棄物処理基本計画変更。事業終了準備期間を活用した処理体制を措置。



- JESCOには、令和4年11月末(速報値)時点で、変圧器 約1.61万台、コンデンサー 約37.9万台の計約39.5万台が、処理対象として登録等されており、このうち変圧器 約1.6万台、コンデンサー 約37.5万台の計約39.1万台を処理した。  
登録台数に対する処理の進捗率(全国平均)は、変圧器約99%、コンデンサー約99%である。
- 安定器・汚染物等については、約2.2万トンが登録されており、このうち約1.9万トン进行处理した。  
処理の進捗率(全国平均)は約84%である。



令和4年11月末(速報値)時点の  
処理の進捗率



## ○要請前の事業の見通し

### ①安定器・汚染物等

- 北九州事業所、北海道事業所ともに処理促進策を講じたとしても、計画的処理完了期限内の処理は困難な状況。
- 現在発覚しているものに加え、掘り起こし調査により今後発覚する量を処理するためには、計画的処理完了期限に加えて2年程度の処理期間が必要。

### ②変圧器・コンデンサー等

- JESCO機器登録済み量については計画的処理完了期限までに処理完了の見込みであるが、今後の掘り起こし量等を見込むと、計画的処理完了期限までに処理が完了できない可能性がある。
- 北九州事業エリアで事業終了後に新規発覚したコンデンサー等の処理先の確保が課題。



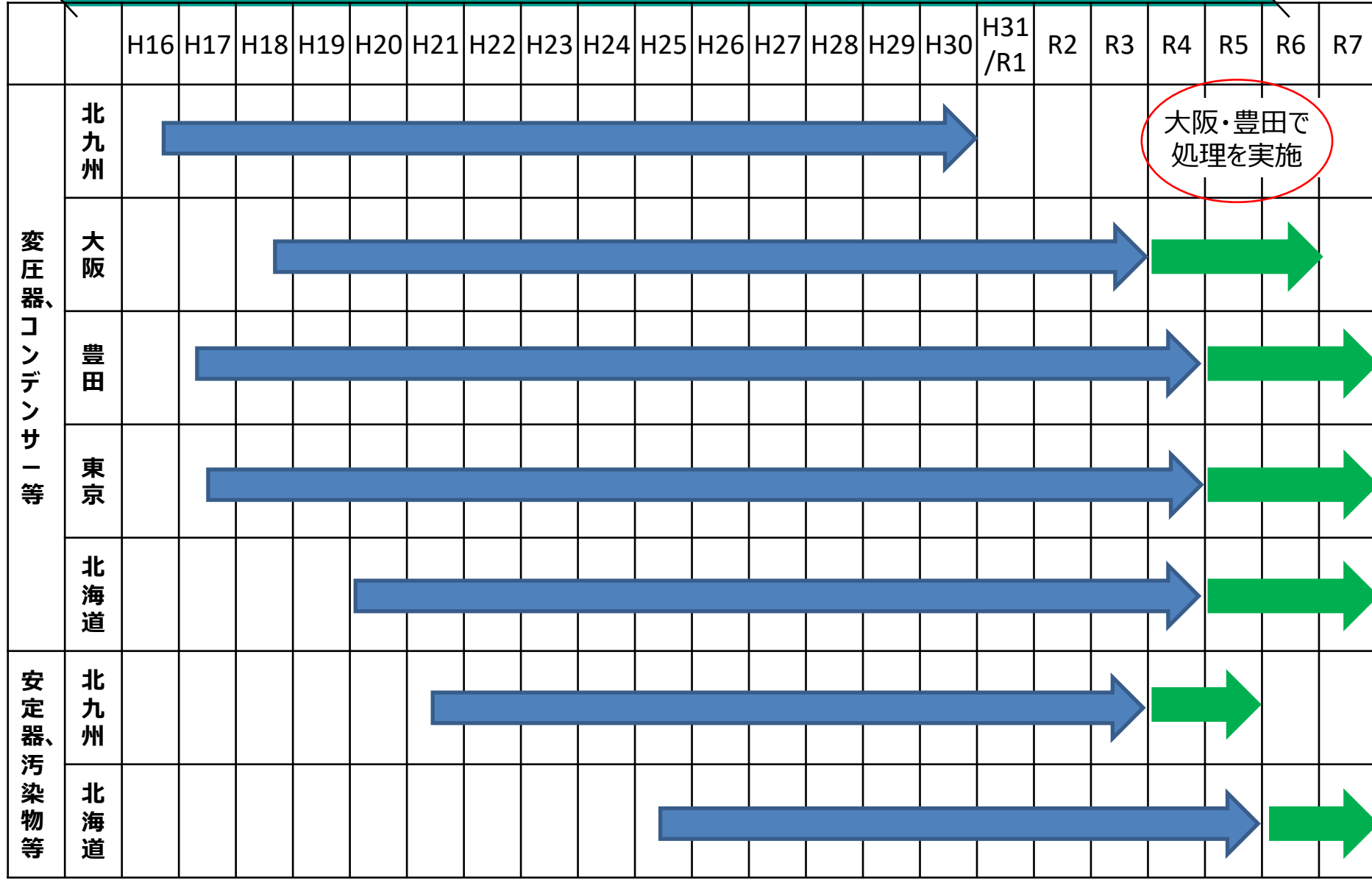
令和3年9月22日に、立地自治体に対して、環境大臣名で要請。

- 令和3年9月22日 JESCO立地自治体に対して要請
- 令和4年3月24日～ JESCO立地自治体より回答を受領
- 令和4年5月31日 PCB廃棄物処理基本計画の変更を閣議決定

## PCB廃棄物処理基本計画の変更のポイント

- 高濃度PCB廃棄物の処理完遂に向けて、今後の処理見通しを踏まえ、事業終了への準備期間である事業終了準備期間も活用し処理を行うことを明記。
- 北九州事業対象地域内の変圧器・コンデンサー等については、大阪事業所及び豊田事業所での広域処理を実施する。

# 要請後の処理スケジュール



 計画的処理完了期限
  事業終了準備期間

※最上横列は年度を示す。  
 ※計画的処理完了期限の1年前を処分期間と定義。処分期間までにJESCOと処分契約を締結することを義務付け。

対象地域	現在の状況	対応のポイント
北海道・東京エリア (安定器及び汚染物等)	処分期間 (～R5.3)	掘り起こし調査を完了し、発見された高濃度PCB廃棄物について、保管事業者への対応を促す。
北海道、東京、豊田エリア (変圧器・コンデンサー等)	計画的処理完了期限 (～R5.3)	発見された高濃度PCB廃棄物について、行政指導・行政処分を含めた対応を行い、速やかにJESCOとの契約締結を進める。
北九州・大阪・豊田エリア (安定器及び汚染物等)	事業終了準備期間 (～R6.3)	登録・契約済みの案件について順次処理するとともに、新規に発見された高濃度PCB廃棄物については、適時に行政指導・行政処分を行いつつ、速やかに登録・契約締結を進める。
大阪エリア (変圧器・コンデンサー等)	事業終了準備期間 (～R7.3)	
北九州エリア (変圧器・コンデンサー等)	操業終了 (H31.4～)	北九州事業所の操業終了後に新規発見された高濃度PCB廃棄物について、大阪・豊田事業所での広域処理を実施。適時に行政指導・行政処分を行いつつ、速やかに登録・契約締結を進める。

## 北海道・東京エリアの安定器及び汚染物等について

- 引き続き計画的処理完了期限（令和6年3月）の達成に向けた取組を実施。
- 令和4年度においては、掘り起こし調査を確実に終了させ、高濃度PCB廃棄物、高濃度PCB使用製品の状況を把握。
- 保管事業者に積極的な指導を行いつつ、契約締結に向けた動きが見えない保管事業者には、令和5年度に改善命令を発出することを想定した対応を実施。

## 北海道、東京、豊田事業エリアの変圧器・コンデンサー等について

- 引き続き計画的処理完了期限の達成（令和5年3月）に向けた取組を実施。
- 処理意向のない保管事業者等に対しては、次のように対応。
  - ・令和4年12月末までは、JESCOとの処分委託契約が未発効の案件については、改善命令を発出し、命令違反となった場合は行政代執行を実施。
  - ・令和5年1月以降は、改善命令違反を要件とせず、いとまなし代執行を実施。
- 保管事業者不在の案件については、行政代執行を実施。



### 北九州・大阪・豊田エリアの安定器及び汚染物等 大阪エリアの変圧器・コンデンサー等について

- 令和4年度から事業終了準備期間を活用した処理を実施しており、契約済みの案件から順に処理を行っている。
- 現時点で未だに契約締結されていない高濃度PCB廃棄物については、事業終了準備期間を活用した処理体制の終了までの間において確実に処理するべく、いとまなし代執行の実施を含め対応。
- 保管事業者不在の案件については、行政代執行を実施。

### 北九州エリアの変圧器・コンデンサー等について

- 九州沖縄エリア内は大阪事業所、中国四国エリア内は豊田事業所で広域処理。
- 速やかに保管事業者へ意向確認を行うとともに、意向なしの案件についてはいとまなし代執行を実施。
- 保管事業者不在の案件については、行政代執行を実施。
- 合積みによる収集運搬料金の低減を図るため、集中搬入期間を設定。  
(大阪事業所：令和4年10月～12月、豊田事業所：令和5年1月～3月)
- 必要に応じて令和5年度においても集中搬入期間を設定。

# 北海道、東京、豊田事業エリアの変圧器・コンデンサー等の処理スケジュール (イメージ)

R4年 4月～12月

R5年 1月～3月

4月～

X年X月

計画的処理完了期限

12/27通知発出

事業終了準備期間

登録・契約終了

計画的処理  
完了期限内  
に契約締結  
するもの

必要に応じて躊躇なく改善命令を発出

改善命令、行政代執行  
(第13条第1項第1号)

行政指導  
登録、契約

順次  
搬入・処理

意向確認  
登録、契約

順次  
搬入・処理

意向なし等  
の場合

いとまなし代執行  
(第13条第1項第3号)

新規登録・  
契約の期限  
は別途周知

※従前の中小企業  
者等軽減制度の  
軽減率適用

計画的処理  
完了期限内  
に契約締結  
できなかったもの

不存在・不明事案は速やかに代執行  
手続きを進める。

意向確認  
登録、契約

順次  
搬入・処理

意向なし等  
の場合

いとまなし代執行  
(第13条第1項第3号)

最終搬入・処理

# 北九州エリアの変圧器・コンデンサー等の処理スケジュール



(イメージ)

H31年4月～R4年4月

5月

6月～9月

10～12月

R5年1～3月

4月～

X年X月

4/26事務連絡

5/31PCB処理基本計画変更  
5/31通知発出

登録・契約終了

継続保管調査の終了

継続保管物

新規発覚

JESCO  
による現地確認等

※6月以降も必要に応じて継続

意向確認  
登録、契約  
搬入調整 (注)

意向なし等の場合

集中搬入  
期間 (大阪  
事業所)

順次  
処理

(注)豊田  
事業所分  
は10月以  
降も継続

集中搬入  
期間 (豊田  
事業所)

順次  
処理

※廃棄物の性状等により処理先変更の可能性あり  
※搬入時期は、施設の定期点検時期、それぞれの自エリア内の処理状況を踏まえて設定している

新規登録・  
契約の期限  
は別途周知

契約済が一定量を超えたら最終搬入・最終処理の前に追加の集中搬入期間を設定

※九州沖縄エリア内:大阪事業所  
中四国エリア内 :豊田事業所

いとまなし代執行  
(第13条第1項第3号)

意向確認、登録、契約、搬入調整

意向なし等の場合

案件整理  
(棚卸し)

順次  
搬入・処理

最終搬入・  
処理

新規発覚  
(R4年度搬入できなかったもの)

いとまなし代執行  
(第13条第1項第3号)

不存在・不明事案は速やかに代執行手続きを進める。

# (参考)掘り起こし調査の進捗状況(令和4年3月末時点)

## (変圧器・コンデンサー)

○東京事業エリア、北海道事業エリアについて、令和3年度末に掘り起こし調査を完了し、全ての事業エリアで掘り起こし調査を完了した。

事業地域	調査対象事業者数(A)	回答件数(B)	回答率 ((B)+(I))/ (A)	未回答事業者数	掘り起こされた事業者数(C)	発見率(C)/(B)	掘り起こし量						最終通知発出数(I)
							保管中変圧器(D)	使用中変圧器(E)	保管中コンデンサー(F)	使用中コンデンサー(G)	総台数(H)= (D)+(E)+ (F)+(G)	発見事業者あたり発見台数(H)/(C) ※	
北九州	204,440	173,863	100%	0	1,223	0.7%	226	27	1,131	301	1,685	1.4	30,577
大阪	134,325	113,944	100%	0	3,290	2.9%	746	236	6,089	265	7,336	2.2	20,381
豊田	109,291	105,094	100%	0	1,078	1.0%	228	90	660	217	1,195	1.1	4,197
東京	181,581	175,728	100%	0	2,489	1.4%	316	545	2,004	563	3,428	1.4	5,853
北海道	221,886	210,438	100%	0	6,236	3.0%	670	926	3,022	619	5,237	0.8	11,448
合計	863,895	779,067	100%	0	14,316	1.8%	2,186	1,824	12,906	1,965	18,881	1.3	72,456

※ 北海道事業エリアでは発見台数の報告が未了の一部事業者の掘り起こし台数が計上されていないため、1事業者あたりの発見台数が1台を下回っている。

# (参考)掘り起こし調査の進捗状況(令和4年9月末時点)

## (安定器)

○東京事業エリアと北海道事業エリアは掘り起こし調査を実施中(令和5年度末完了予定)。

事業対象地域	調査対象事業者数(A)	回答件数(B)	回答率 ((B)+(H))/(A)	未回答事業者数※	掘り起こされた事業者数(C)	うち台数報告のあった事業者数(D)	発見率 (C)/(B)	掘り起こされた安定器の台数				最終通知発出数(H)
								保管中(E)	設置中(F)	総台数(G)=(E)+(F)	発見事業者あたり発見台数(G)/(D)	
東京	430,004	349,503	91.0%	32,538	1,959	491	0.6%	5,460	2,793	8,253	17	47,963
北海道	496,716	417,641	95.1%	15,415	4,930	1,679	1.2%	44,292	8,473	52,765	32	63,660
東日本合計	926,720	767,144	93.2%	47,953	6,889	2,170	0.9%	49,752	11,266	61,018	29	111,623
北九州	472,773	368,736	100%	0	1,516	1,382	0.4%	33,524	5,101	38,625	28	104,037
大阪	289,130	218,152	100%	0	1,975	1,320	0.9%	55,170	23,111	78,281	59	70,979
豊田	238,385	200,065	100%	0	1,506	788	0.8%	15,608	1,506	17,114	22	38,320
西日本合計	1,000,288	786,953	100%	0	4,997	3,490	0.6%	104,302	29,718	134,020	38	213,336

※ 未回答事業者数には、最終通知を発出した数は含まない。

# (参考) 中小企業者等に対する費用負担軽減措置の 事業終了準備期間中における取扱いについて

	費用負担軽減措置に係る申込時期	
	計画的処理完了期限内	事業終了準備期間中
<b>1. 保管事業者に該当する場合</b>		
一 中小、個人事業主	収運費用：70% 処分費用：70%	収運費用：0% 処分費用：44%
二 破産清算中法人等	収運費用：95% 処分費用：95%	収運費用：0% 処分費用：44%
<b>2. 保管事業者に該当しない場合</b>		
三 保管事業者に該当しない者 (一廃安定器は市町村含む。)	収運費用：95% 処分費用：95%	収運費用：95% 処分費用：95%
<b>(参考) その他大手事業者の場合</b>		
中小軽減事業の対象外	収運費用：0% 処分費用：0%	収運費用：0% 処分費用：0%

※広域処理に係る軽減措置（北九州事業対象地域の変圧器・コンデンサー等）は  
運搬、処分ともに0%です。